

③ 環境マネジメントシステム

長崎大学は、1997年、当時の国立大学の中で最初に文理融合型の教育と研究を行う環境科学部を設立しました。次いで、2002年に、大学院環境科学研究科が発足し、さらに、2004年には、大学院生産科学研究科(博士前期・後期課程)へ移行することによって、環境科学の教育・研究体制の充実に努めてきました。また、環境科学部では、2003年3月には、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」を認証取得するなど、早くから、環境に配慮した教育研究活動を継続して行っています。

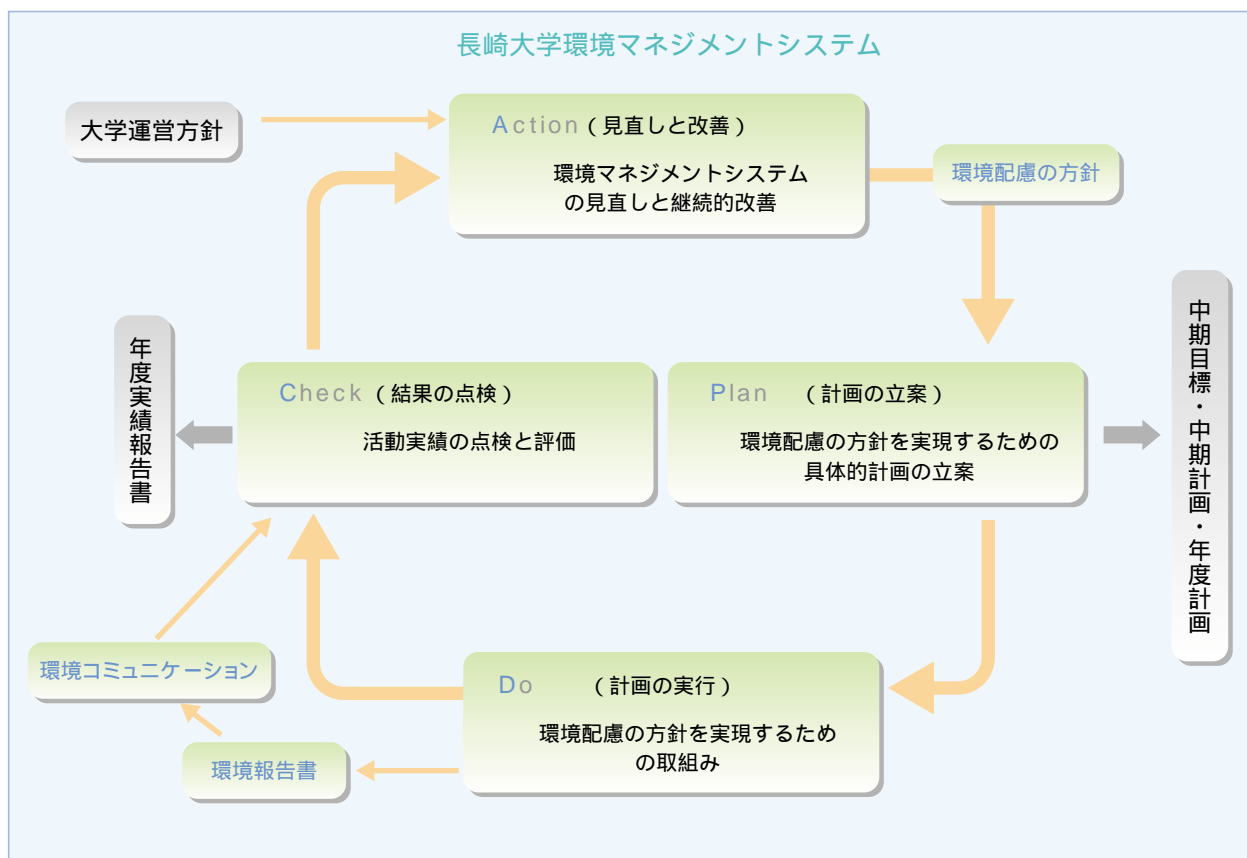
さらに、2004年3月には、長崎大学環境保全センター(現在、産学官連携戦略本部・共同研究支援部門・環境安全支援室)を中心に、6つの学内共同研究施設が一体となって、「ISO14001」認証を取得しました。このように、長崎大学は、現在まで、総合的に地球環境問題を捉え、積極的な教育研究を進めることによって、環境に配慮する姿勢を示してきました。

2005年(平成17年)3月に、国立大学法人長崎大学は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」における特定事業所の指定を受けたことによって、平成17年度からの環境報告書の公表が義務づけられました。すでに、長崎大学中期目標には、「環境マネジメントシステム」を構築すると謳っており、環境配慮促進法の制定によって、この中期目標の達成をより明確に、より早急に行う必要が生じました。そこでまず、本学の計画と評価を担当する計画評価本部に置かれた8つの専門部に、新たに、環境専門部を加

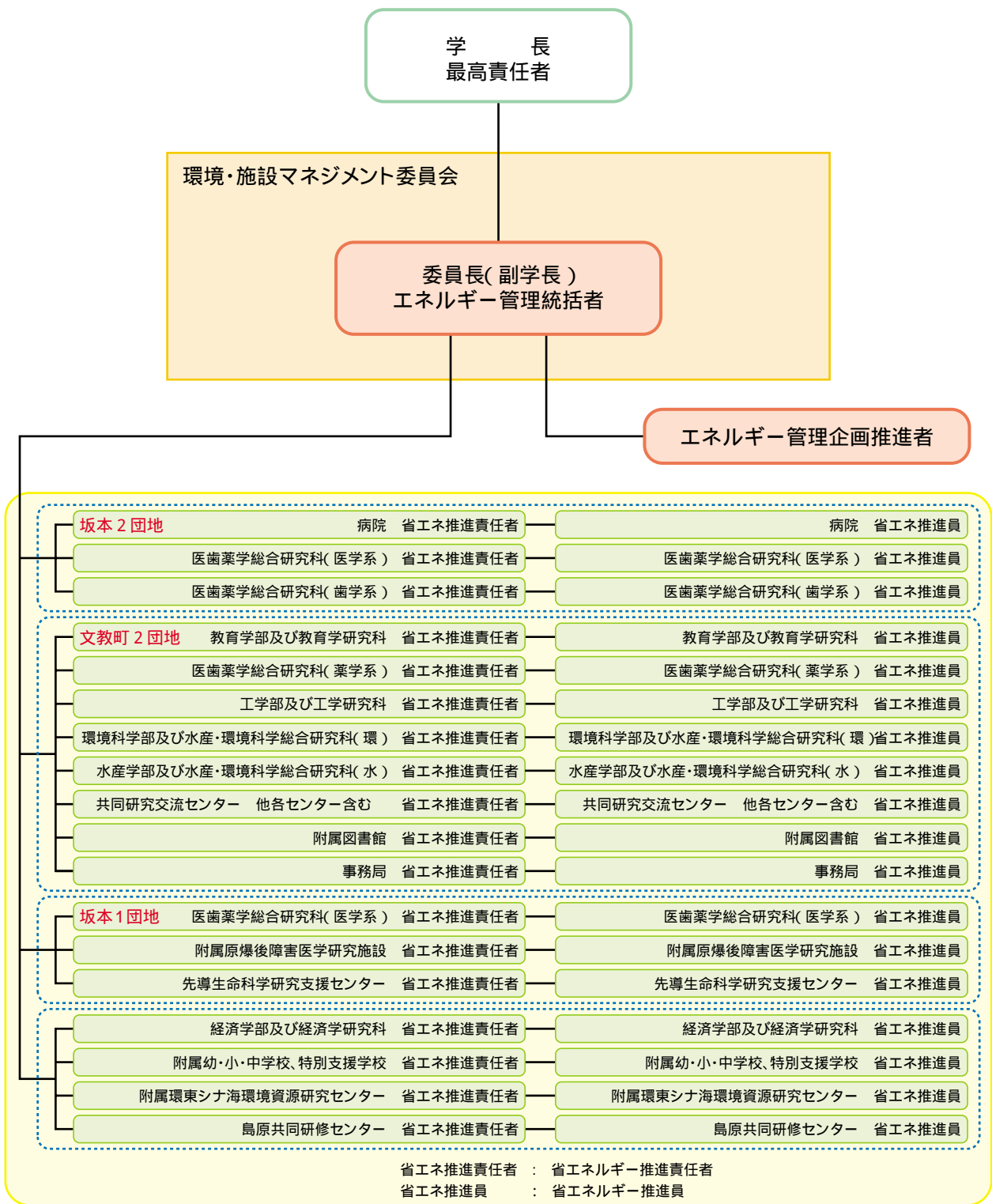
えた体制によって、大学全体の環境配慮の方針の策定、環境マネジメントシステムの基盤作りを進めました。

環境専門部で提案された長崎大学環境配慮の方針原案については、学長を本部長とする計画・評価本部会議で審議・了承されたのち、平成18年3月22日の教育研究評議会で、審議・了承され、ホームページ上に、公表されています。また、環境配慮の方針を具体的に実現する全学的組織体制の中核となる環境委員会に関しても、平成18年度中にその原案が策定され、平成19年度には、全学委員会として設置され、更にエネルギーの使用の合理化に関する法律が改正されたことに伴い、長崎大学におけるエネルギーの使用の合理化を推進することを目的として長崎大学環境委員会と長崎大学財務委員会の専門部会である長崎大学施設マネジメント専門部会を統合する形で各部局長を委員とする環境・施設マネジメント委員会を平成22年度に設置しました。このことによって、環境配慮の取組みの組織体制が強化整備されたこととなりますが、今後、長崎大学の環境マネジメントシステムをより確実なものにするために、すでに、ISO14001を認証取得した2つのサイト(環境科学部と産学官連携戦略本部・共同研究支援部門・環境安全支援室を中心とする4つの学内共同利用施設)が、大きな力となることが期待されています。

なお、環境科学部は2回の更新審査を経て、平成21年4月から自己宣言へ移行しています。同時に、独自のEMSに移行した長崎県庁と共に合同研修会等を実施して、双方のEMSの充実を図っています。



長崎大学における環境マネジメントの組織体制



環境配慮の取組の経緯

1997年10月	長崎大学環境科学部は国立大学において最初の文理融合学部として発足	2006年6月	平成18年度第1回計画・評価本部環境専門部会において、長崎大学環境委員会について協議される。
2002年4月	大学院環境科学研究科発足	2006年9月	連絡調整会議及び第35回教育研究評議会において環境報告書原案が報告される。
2003年3月	環境科学部 ISO14001認証取得	2006年9月	環境報告書2005Webによる公表
2004年3月	環境保全センターが中心となって、学内共同利用6施設がISO14001を認証を取得	2006年10月	第36回教育研究評議会において長崎大学環境委員会について審議、了承される。
2004年4月	大学院環境科学研究科を大学院生産科学研究科(博士前期・後期課程)へ移行	2007年1月	計画・評価本部環境専門部において平成19年度計画(環境関係)について協議された了承される。
2004年12月	地域共同研究センター、機器分析センター、環境保全センターの機能を統合し、「共同研究交流センター」を新設	2007年3月	第1回環境委員会を開催する。(議題:環境配慮促進法への対応の経過と今後の予定、環境報告書作成に係るデータ収集について)
2005年4月	学長を中心として、環境配慮促進法の理解を進め、長崎大学としての対応を、継続して協議する。	2007年4月	2004年3月に取得したISO14001を学内共同利用4施設が更新した。
2005年7月	全学での環境配慮促進法に対する共通認識と全構成員の協力を得るため、連絡調整会議の場において、説明を行う。	2007年5月	第2回環境委員会開催 議題1:環境配慮に係る平成18年度実績について 議題2:環境配慮に係る平成19年度計画について
2005年10月	計画・評価本部会議において、長崎大学の環境マネジメントシステムについて協議し、計画・評価本部内に、「環境専門部」を設置し、体制の整備を進めることを決定する。	2007年9月	第3回環境委員会開催 議題:2006年度環境報告書について
2005年11月	第23回教育研究評議会において、計画・評価本部規則の一部改正(「環境専門部」の設置)について審議し、了承される。	2007年9月 2007年10月	環境報告書2006公表 第22回経営協議会において環境報告書2006について報告される。
2005年11月	長崎大学計画・評価本部規則の一部を改正する規則(平成17年11月25日規則第43号)の制定	2007年10月	第4回環境委員会開催 議題1:2006年度環境報告書について 議題2:長崎大学エネルギーの使用の合理化に関する規程の制定について 議題3:長崎大学環境委員会規則の一部改正について
2005年12月	計画・評価本部環境専門部が発足し、第1回計画・評価本部環境専門部会議を開催する。(議題:長崎大学年度計画・環境配慮の方針、環境マネジメントシステムについて)	2007年11月	第86回役員会において「長崎大学エネルギーの使用の合理化に関する規程の制定」及び「長崎大学環境委員会規則の一部改正」について審議し、了承される。
2006年2月	第2回計画・評価本部環境専門部会議を開催し、環境配慮の方針・環境マネジメントシステム推進のための組織体制等について協議する。	2007年11月	第40回連絡調整会議において「長崎大学エネルギーの使用の合理化に関する規程の制定」及び「長崎大学環境委員会規則の一部改正」について報告される。
2006年3月	計画・評価本部会議において、長崎大学環境配慮の方針(案)を審議し了承される。 第27回教育研究評議会において、長崎大学環境配慮の方針(案)を審議し了承される。 環境配慮の方針の制定 (3月23日) 環境配慮の方針の公表 (3月28日)	2008年4月	第5回環境委員会開催 議題1:平成19年度環境配慮に係る実績について 議題2:平成20年度環境配慮の計画について

2008年6月	<p>議題3：地球温暖化対策に関する計画の策定について</p> <p>第6回環境委員会開催</p> <p>議題1：平成19年度環境配慮に係る実績について</p> <p>議題2：長崎大学地球温暖化対策に関する実施計画について</p> <p>議題3：環境対策等啓発キャンペーンポスター募集について</p> <p>報告1：ノーマイカーデー運動への協力について</p>	<p>議題2：平成22年度環境報告書の作成のための資料について</p> <p>議題3：長崎大学施設マネジメント専門部会及び長崎大学環境委員会を整理統合し、新たに「長崎大学環境・施設マネジメント委員会」を設置することについて</p> <p>議題4：長崎大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する規程改正について</p> <p>報告1：ノーマイカーデー運動への協力について</p>	
2008年7月	役員懇談会において長崎大学地球温暖化対策に関する実施計画について審議される。	2010年9月	<p>第1回環境・施設マネジメント委員会開催</p> <p>議題1：委員会における3つの専門部会について</p> <p>議題2：共用校舎の取り扱い及びオープンラボの使用願いについて</p> <p>議題3：省エネ法改正に伴うエネルギー管理体制について</p> <p>議題4：環境報告書について</p>
2008年9月	第48回連絡調整会議において環境報告書2007について審議され、長崎大学地球温暖化対策に関する実施計画について報告される。	2010年9月	環境報告書2009公表
2008年9月	第7回環境委員会開催	2010年10月	<p>第2回環境・施設マネジメント委員会開催</p> <p>議題1：長崎大学環境・施設マネジメント委員会専門部会規程について</p> <p>議題2：長崎大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する運用要領について</p> <p>議題3：中長期計画について</p> <p>報告1：「ながさきエコライフフェスタ」への協力依頼について</p>
2008年9月	議題1：2007年度環境報告書について	2010年11月	<p>第3回環境・施設マネジメント委員会開催</p> <p>議題1：省エネ法に基づく中長期計画について</p> <p>議題2：長崎大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する運用要領(案)について</p> <p>報告1：「平成22年度県下一斉ノーマイカーデー運動」への協力依頼について</p>
2008年9月	環境報告書2007公表	2011年2月	<p>第4回環境・施設マネジメント委員会開催</p> <p>議題1：長崎大学環境報告書編集会議に関する申合せ(案)及び環境報告書編集員の選任について</p>
2008年10月	第29回経営協議会において環境報告書2007について報告される。	2011年3月	<p>第5回環境・施設マネジメント委員会開催</p> <p>議題1：平成23年度教育研究共用スペース(オープンラボ)の使用者の公募状況について</p> <p>議題2：施設整備年次計画について</p> <p>議題3：環境対策について</p> <p>報告1：キャンパスマスタープランWGの検討経過について</p> <p>報告2：環境報告書編集委員について</p> <p>報告3：省エネ推進員、省エネ推進員連絡会構成委員について</p>
2009年1月	環境対策等啓発キャンペーンポスター「エコポスター2008」の表彰式を挙行	2011年3月	長崎大学環境マネジメントセミナー開催
2009年7月	<p>第8回環境委員会開催</p> <p>議題1：平成20年度環境配慮に係る実績について</p> <p>議題2：平成21年度環境配慮の計画について</p> <p>議題3：地球温暖化対策に関する計画について</p> <p>報告1：ノーマイカーデー運動への協力及び「クールアース・デー」に向けた取組等について</p>		
2009年9月	環境報告書2008公表		
2009年11月	<p>第9回環境委員会開催</p> <p>議題1：長崎大学環境アクションプラン(仮称)の制定について</p> <p>議題2：長崎大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する規程改正について</p> <p>議題3：長崎大学冷暖房細則(仮称)の制定について</p> <p>報告1：平成21年度上半期エネルギー消費動向について</p>		
2010年2月	長崎大学環境マネジメントセミナー開催		
2010年7月	<p>平成22年度第1回環境委員会開催</p> <p>議題1：平成21年度環境報告書の作成について</p>		

長崎大学環境・施設マネジメント委員会規則

平成18年10月27日
規則第42号**(趣旨)**

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第29条第2項の規定に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）における環境・施設マネジメントに関する重要な事項を審議するため、本学に設置する長崎大学環境・施設マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 環境マネジメントシステムの推進に関する事項
- (2) 環境に関する教育・訓練に関する事項
- (3) 環境コミュニケーションに関する事項
- (4) 環境報告書に関する事項
- (5) エネルギーの使用の合理化に関する事項
- (6) 施設の整備計画に関する事項
- (7) 施設の維持管理・修繕計画に関する事項
- (8) 施設の点検・評価に関する事項
- (9) 施設の有効活用に関する事項
- (10) 施設の共用スペース確保に関する事項
- (11) その他環境・施設マネジメントに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
 - (2) 各学部、生産科学研究科、医歯薬学総合研究科、国際健康開発研究科、熱帯医学研究所、病院及び附属図書館の長 各1人
 - (3) 附属学校園協議会から選出された者 1人
 - (4) 保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設の代表者 1人
 - (5) 共同研究交流センター環境安全マネジメント部門長
 - (6) 総務部長、研究国際部長、財務部長、学生支援部長、施設部長及び学術情報部長
 - (7) その他学長が必要と認めたる者
- 2 委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、必要に応じ、特定の事項について専門的に調査・検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、施設部施設企画課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される第3条第1項第8号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年9月30日までとする。
 - 附 則（平成19年11月13日規則第33号）
この規則は、平成19年11月13日から施行する。
 - 附 則（平成20年3月31日規則第33号）抄
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成20年10月11日規則第48号）
この規則は、平成20年10月11日から施行する。
 - 附 則（平成21年3月31日規則第11号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成22年7月27日規則第32号）
- 1 この規則は、平成22年7月27日から施行する。
- 2 長崎大学施設マネジメント専門部会規程（平成16年規程第77号）は、廃止する。

長崎大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する規程

平成22年7月27日
規程第41号

長崎大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する規程（平成19年規程第57号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）に基づき、国立大学法人長崎大学（以下「本学」という。）におけるエネルギーの使用の合理化に関し必要な事項を定め、もって適切なエネルギーの使用の合理化に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エネルギー 法で定義するもので、本学において使用される燃料並びに熱及び電気をいう。
- (2) 職員、学生等 本学の役員、職員、学生及び本学において業務を行うことが認められている者をいう。
- (3) 部局等 事務局（監査室、国際連携研究戦略本部、知的財産本部、広報戦略本部、心の教育総合支援センター、男女共同参画推進センター、国際交流会館、観月荘及び臨海研修所を含む。）各学部（教育学部には教育学研究科及び附属学校を、経済学部には経済学研究科を含む。）生産科学研究科、医歯薬学総合研究科、国際健康開発研究科、熱帯医学研究所、病院、附属図書館、保健・医療推進センター、各学内共同教育研究施設及び島原共同研修センターをいう。

（エネルギー管理組織）

第3条 本学におけるエネルギー管理組織は、別図のとおりとする。

（学長の責務）

第4条 学長は、本学におけるエネルギーの使用の合理化の最高責任者として、法令等及びこの規程の定めるところに従い、エネルギーの使用の合理化に関し必要な措置を講ずるものとする。

（エネルギー管理統括者）

第5条 本学に、法の定めるところにより、エネルギー管理統括者を置く。

- 2 エネルギー管理統括者は、長崎大学環境・施設マネジメント委員会委員長をもって充てる。
- 3 エネルギー管理統括者は、次の業務を統括する。
 - (1) 経営的視点に立ったエネルギーの使用の合理化の推進に関すること。
 - (2) エネルギーの使用の合理化の目標を達成するための中長期計画の取りまとめに関すること。
 - (3) エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視に関すること。
 - (4) その他法に定める職務に関すること。

（エネルギー管理企画推進者）

第6条 本学に、法の定めるところにより、エネルギー管理企画推進者を置く。

- 2 エネルギー管理企画推進者は、施設部長又は施設管理課長のうちエネルギー管理統括者が指名する者をもって充てる。
- 3 エネルギー管理企画推進者は、法に定める資格を有する者でなければならない。
- 4 エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者の行う職務を補佐する。

（エネルギー管理員）

第7条 法の定めるところにより第1種エネルギー管理指定工場等又は第2種エネルギー管理指定工場等として指定された団地（以下「指定団地」という。）に、それぞれエネルギー管理員を置く。

- 2 エネルギー管理員は、法に定める資格を有する者のうちから、エネルギー管理統括者の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 エネルギー管理員は、指定団地のエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他法令等で定める業務を管理する。

（省エネルギー推進責任者）

第8条 部局等に、省エネルギー推進責任者を置き、当該部局等の長をもって充てる。

- 2 省エネルギー推進責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 部局等内の省エネルギー推進に係る組織の整備、目標の設定、実施計画の作成及びその運用に関すること。
 - (2) 省エネルギー推進に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 部局等内の設備に係るエネルギー消費の適正な管理、省エネルギー推進の啓発、省エネパトロールの実施等の省エネルギー推進のための措置に関すること。
 - (4) その他部局等内の省エネルギーに関すること。

(省エネルギー推進員)

第9条 部局等に、省エネルギー推進員を置き、当該部局等の職員のうちから省エネルギー推進責任者が指名する者をもって充てるものとする。

- 2 省エネルギー推進員は、省エネルギー推進活動を充分に行える範囲（学科、講座、分野等をいう。）ごとに置き、その数は、省エネルギー推進責任者が定める。
- 3 省エネルギー推進員は、省エネルギー推進責任者の指示を受け、省エネルギー推進責任者の職務を補佐するものとする。

(エネルギーの使用の合理化に関する審議)

第10条 本学におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項については、長崎大学環境・施設マネジメント委員会において審議するものとする。

(職員、学生等の遵守事項)

第11条 職員、学生等は、省エネルギー推進責任者の指示に従い、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(エネルギー管理標準)

第12条 エネルギー管理統括者は、法に基づくエネルギーの使用の合理化を行うため、エネルギー管理標準を定めるものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、本学におけるエネルギーの使用の合理化に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成22年7月27日から施行する。

備考

- 1 推進責任者とは、第8条に規定する省エネルギー推進責任者のことをいう。
- 2 部局等に、推進責任者のほか、第9条に規定する省エネルギー推進員を置く。